

「公の施設に係る受益と負担のあり方」の運用について

経緯及び概要

- 本市の公の施設の多くでは、使用料等の収入に対して維持管理・運営費が超過しており、80%以上が市税収入等によって賄われている。
- 真に必要な公共施設において、サービスを持続的に提供していくためには、管理コストの一定割合について、利用者に負担を求める「受益と負担」の原則に基づいた使用料等の見直しが必要であり、「北九州市公共施設マネジメント実行計画」の基本方針に基づき、公の施設の利用料金や減免制度の見直しを検討してきた。
- 各区での市民説明会での意見、アンケート調査や市民意見募集の結果、市議会での議論等を踏まえ、「公の施設に係る受益と負担のあり方」を平成29年12月に策定した。
- 将来的な財政負担の軽減に向けて、この「あり方」に基づき、建設局が所管する各施設の料金改定案を作成した。
- 平成30年6月議会を目途に条例改正議案を提案したいと考えている。
今後は、各施設の関係者、利用団体等に説明し、理解を求めてまいりたい。

資料1 公の施設の受益と負担のあり方の概要

資料2 建設局所管分施設の使用料等改定の考え方

資料3 建設局所管分施設の使用料改定（案）について

資料4 高齢者減免見直し対象施設（建設局所管分施設）について

添付資料 公の施設に係る受益と負担のあり方

公の施設に係る受益と負担のあり方の概要

1 趣旨・目的

- 本市の公の施設の多くでは、使用料等の収入に対して維持管理費・運営費の支出が超過しており、その差額は市税収入等により賄われています。
- 公共施設マネジメント実行計画の基本方針に基づき、受益と負担のあり方の視点から、使用料及び減免について見直しを行います。

【参考】公の施設の運営状況（H25～27年度決算平均額）

管理運営コストの80%以上を公費で負担（施設未利用者を含めた市民全体での負担）

- (1) 対象施設： 417施設（見直し対象施設のみ※）
- (2) 管理運営コスト： 約139億円…支出+利用料金（大規模改修などの投資的経費は含まない）
- (3) 使用料・利用料金収入： 約 25億円（うち約12億円は利用料金収入）
- (4) 減免額： 約 11億円
- (5) 受益者負担率（減免除）： 17.8%…（使用料+利用料金）÷管理運営コスト
- (6) 受益者負担率（減免含）： 25.4%…（使用料+利用料金+減免額）÷管理運営コスト

※市営住宅、学校、特会施設等を除く

2 概要

(1) 使用料・利用料金

- 施設種類別に、「公的関与の必要性」と「収益可能性」の視点から、受益者負担割合を定め、料金の改定を行います。
- 利用者の急激な負担増が生じる場合は、改定前の1.5倍を限度に改定します。（現行料金の1.5倍を上限）

(2) 減免

- 団体利用減免については、各局で異なっている主催・共催後援等の基準を統一します。
- 個人利用減免については、年長者施設利用証（65歳以上に交付）により現在10割減免（無料）となっている施設では、少なくとも大人料金の3割の負担をお願いします。
- 障害者手帳等の提示による減免及び子どもに対する減免については、従前どおりの取扱いを継続します。

(3) 回数券・定期券

- 施設の利用頻度を高めるために、回数券の割引率拡大や、回数券・定期券・共通入場券の導入を図ります。

（裏面あり）

参 考 対象施設と改定率

大分類	中分類	対象施設	改定率
市民文化	地域コミュニティ	市民センター、地域交流センター	変更なし
	市民活動拠点	生涯学習施設、婦人会館、男女共同参画センター、勤労婦人センター、勤労青少年ホーム	1.5倍
	文化 (ホール・市民会館等)	北九州芸術劇場、響ホール、市民会館、黒崎ひびしんホール、大手町練習場、旧百三十銀行ギャラリー、旧古河鉱業若松ビル	1.2倍
社会教育	美術館・博物館等	美術館、文学館、松本清張記念館、自然史・歴史博物館、漫画ミュージアム、長崎街道木屋瀬宿記念館、小倉城庭園	1.2倍
	青少年	少年自然の家、足立青少年の家、玄海青年の家、畑キャンプセンター、キャンプ場、ユースステーション、夜宮青少年センター、こども文化会館、児童文化科学館	1.5倍
	環境・産業学習	水環境館、ほたる館、香月・黒川ほたる館、エコタウンセンター、響灘ビオトープ、環境ミュージアム、産業技術保存継承センター	1.5倍
スポーツ	スポーツ	体育館・スポーツセンター、武道場、野球場、庭球場、陸上競技場、運動場・球技場、プール	1.5倍
保健福祉	保健福祉 (高齢者福祉)	新門司老人福祉センター、年長者研修大学校	変更なし
	保健福祉 (スポーツ系)	穴生ドーム、障害者スポーツセンター	1.5倍
	保健福祉 (福祉会館)	福祉会館	変更なし
	保健福祉 (火葬場)	火葬場	変更なし
	保健福祉 (障害者福祉会館)	障害者福祉会館	変更なし
子育て支援	子育て支援	緑地保育センター、子育てふれあい交流プラザ、子どもの館	変更なし
	子育て支援 (児童館)	児童館	変更なし
観光・産業	観光	関門海峡ミュージアム、旧大阪商船、旧門司三井倶楽部、旧門司税関、門司港レトロ観光物産館、門司港レトロ展望室、旧九州鉄道本社、九州鉄道記念館西駐車場、門司麦酒煉瓦館、旧大連航路上屋、小倉城、門司港レトロ駐車場	1.4倍
	産業関連 (産業支援系)	テレワークセンター、学術研究都市、起業家支援工場、折尾東部総合食料品小売センター、農家年長者創作活動施設	1.5倍
	産業関連 (レジャー系)	脇田漁港フィッシャリーナ、釣り台付き遊歩道	1.1倍
	産業関連 (コンベンション等)	国際会議場、国際展示場、商工貿易会館	変更なし
その他	有料公園 (レジャー系)	到津の森公園、ひびき動物ワールド、志井ファミリープール	変更なし
	有料公園等	白野江植物公園、山田緑地、平尾台自然の郷、響灘緑地、河内自転車貸出施設、総合農事センター、野外音楽堂	1.5倍
	自転車駐車場	自転車駐車場	変更なし
	霊園等	霊園、納骨堂	変更なし
	交通安全センター	交通安全センター	変更なし

(6) 環境・産業学習施設 【基準となる受益者負担割合：10%】

改定する施設		改定内容
水環境館 ほたる館、香月・黒川ほたる館	改定率	環境・産業学習施設の受益者負担割合は2.8%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は3.6倍であるが、激変緩和1.5倍を適用)
【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】 【北九州市ほたる館条例】	貸出単位等	両ほたる館の地域交流室等の料金は、午前・午後の2区分から1時間単位に変更

(12) 有料公園等 【基準となる受益者負担割合：25%】

改定する施設		改定内容
白野江植物公園、山田緑地、 平尾台自然の郷、響灘緑地、 河内自転車貸出施設、 野外音楽堂（高塔山・高炉台）	改定率	有料公園等の受益者負担割合は14.6%であるため1.5倍に料金を改定 (基準による改定率は1.7倍であるが、激変緩和1.5倍を適用) 白野江植物公園は団体料金（一般料金の2割引）を新設 平尾台自然の郷は入場料を新設
【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】 【北九州市平尾台自然の郷条例】	貸出時間等	

(13) 有料公園等（レジャー系） 【基準となる受益者負担割合：75%】

改定する施設		改定内容
ひびき動物ワールド	改定率	有料公園等（レジャー系）の受益者負担割合は82.8%であるため、料金の変更はなし ただし、同一敷地内にある熱帯生態園（1.5倍の値上げ対象施設）が回数券（現行5枚綴り）を4枚綴りに変更することを受けて、当該施設の回数券の枚数について整合をとるもの
【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】	貸出時間等	

建設局所管分施設の使用料等改定(案)

本表においては、
 ●太枠囲い=枠内全体(文言も含む)が改定となっているもの
 ●下線=枠内の一部が改定となっているものを指している。

■水環境館

区分		現行金額		改定案		備考
入館料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	一般	小・中学校の児童及び生徒	
	1人1回	100円	50円	150円	70円	

■北九州市ほたる館、香月・黒川ほたる館

区分	現行使用料		改定案	備考
	9時～12時	12時～17時		
地域交流室	180円	350円	1時間又はその端数ごとに90円	
研修室(北九州市ほたる館に限る。)	180円	350円	1時間又はその端数ごとに90円	

■白野江植物公園

区分		現行金額		改定案		備考
入園料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	一般	小・中学校の児童及び生徒	
	個人	200円	100円	300円	150円	
	団体(25人以上)					240円

■山田緑地

区分		現行金額				改定案				備考	
入園料	区分	一般		小・中学校の児童及び生徒		一般		小・中学校の児童及び生徒			
	1人1回	100円		50円		150円		70円			
森の家	各室利用料	区分	9時～12時		12時～17時		9時～12時		12時～17時		(※1)
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		多目的ホール	4,600円	5,300円	6,600円	7,900円	6,900円	7,950円	9,900円	11,850円	
		大会議室	1,100円	1,700円	1,600円	2,600円	1,650円	2,550円	2,400円	3,900円	
		小会議室	600円	1,100円	1,000円	1,600円	900円	1,650円	1,500円	2,400円	
		講習室	1,900円	3,100円	2,900円	4,700円	2,850円	4,650円	4,350円	7,050円	
		映像室	1,300円	2,200円	2,000円	3,300円	1,950円	3,300円	3,000円	4,950円	

(※1)備考欄を「多目的ホール、大会議室、小会議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。」と改定。(現行金額においては“100分の4”)

(※1)備考欄に「多目的ホールの使用面積が2分の1以下の場合の額は、規定の額の5割に相当する額とする。」を追加。

■平尾台自然の郷

区分		現行金額		改定案		備考	
入場料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	一般	小・中学校の児童及び生徒		
	1人1回				150円		70円
野外ステージ	1時間又はその端数ごとに		1,000円		1,500円	(※2)	
キャンプ施設	テント区画	区画内に駐車することができるもの	10時から翌日の10時まで	1区画1回	3,000円	4,500円	(※3)
			10時から17時まで		2,000円	3,000円	
		区画内に駐車することができないもの	10時から翌日の10時まで	2,000円	3,000円		
			10時から17時まで	1,300円	1,950円		

(※2)備考欄を「利用者が入場料、会費その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。」と改定。(現行金額においては“100分の4”)

(※3)備考欄を「10時から17時までの区分によりテント区画を利用した場合で、17時を超えて翌日の10時までの間の引き続き利用に係る額は、区画内に駐車することができるものを利用する場合にあっては1,500円、区画内に駐車することができないものを利用する場合にあっては1,050円とする。」と改定。(現行金額においてはそれぞれ“1,000円”及び“700円”)

■響灘緑地(グリーンパーク)・ひびき動物ワールド

区分			現行金額			改定案			備考		
響灘緑地広場	入園料	区分	一般		小・中学校の児童及び生徒	一般		小・中学校の児童及び生徒			
		1人1回	100円	50円	150円	70円					
ひびき動物ワールド	入場料	1人1回	300円	150円	300円	150円					
		回数券 1人1回	1,000円(5枚つづり)	500円(5枚つづり)	1,000円(4枚つづり)	500円(4枚つづり)					
ポニー広場	乗馬料	個人	300円			450円					
		団体(2人以上) 1人1回	240円			360円					
		1頭につき30分又はその端数ごとに	2,000円			3,000円					
	馬車利用料	区分	一般		中学校の生徒以下の者	一般		中学校の生徒以下の者			
		1人1回	200円	100円	300円	150円					
熱帯生態園	区分	区分	一般		小・中学校の児童及び生徒	一般		小・中学校の児童及び生徒			
		1人1回	300円	150円	450円	220円					
		回数券 1人1回	1,000円(5枚つづり)	500円(5枚つづり)	1,000円(4枚つづり)	500円(4枚つづり)					
都市緑化センター	各室利用料	区分	9時～12時		12時～17時		9時～12時		12時～17時		(※4)
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		イベントホール	2,500円	2,900円	3,600円	4,300円	3,750円	4,350円	5,400円	6,450円	
		講習室	1,600円	1,900円	2,400円	2,900円	2,400円	2,850円	3,600円	4,350円	
		会議室	1,000円	1,200円	1,500円	1,800円	1,500円	1,800円	2,250円	2,700円	
響灘緑地野外ステージ	1時間又はその端数ごとに	1,000円			1,500円			(※5)			
サイクリングターミナル	自転車利用料	区分	一般	中学校の生徒	小学校の児童以下の者	一般	中学校の生徒	小学校の児童以下の者			
		基本利用料 1台2時間以内	200円	130円	100円	300円	190円	150円			
		超過利用料 1台2時間を超える30分又はその端数ごとに	50円			70円					

(※4)備考欄を「イベントホールの利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。」と改定。(現行金額においては“100分の4”)

(※5)備考欄を「利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。」と改定。(現行金額においては“100分の4”)

■河内自転車貸出施設

区分		現行使用料			改定案			備考
基本使用料	区分	一般	中学生	小学生以下	一般	中学生	小学生以下	
	1台2時間以内	200円	130円	100円	300円	190円	150円	
超過使用料	1台2時間を超える30分又はその端数ごとに	50円			70円			

■野外音楽堂(高塔山・高炉台)

区分	現行使用料	改定案	備考
高塔山公園 野外音楽堂 高炉台公園 野外音楽堂	1時間又はその端数ごとに	270円	400円 (※6)

(※6)備考欄を「使用者が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。」と改定。(現行使用料においては“100分の4”)

高齢者減免見直し対象施設（建設局所管分施設）

- 年長者施設利用証（65歳以上に交付）により、現在10割減免で無料となっている下記の施設については、3割負担（7割減免）に見直す予定。

（単位：円）

施設名	料金区分	【参考】 一般料金 改定案	減免後 料金 (7割減免)	備考
白野江植物公園	入園料	300	90	
グリーンパーク	入園料	150	40	
熱帯生態園	入園料	450	130	
ひびき動物ワールド	入園料	※300	90	
志井ファミリープール(入場料)	入場料	※400	120	
志井ファミリープール(波のプール)	波のプール	※300	90	

※料金改定は行わない予定